

公益社団法人長野県社会福祉士会理事及び監事に対する報酬等支払規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）の定款第27条に規定する理事及び監事に対する報酬等の支給に関することについて定める。

(報 酬)

第2条 本会の理事及び監事への報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 本会の理事及び監事への職務に要する次の費用は弁償できるものとする。

- (1) 各種会議に参加するための旅費
- (2) 出張のための宿泊費及び旅費
- (3) その他必要に応じた費用

(改 廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会で審議し、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則は、平成28年 6月 4日から施行する。